

事務連絡

令和5年4月25日

各都道府県市区町村担当課
各都道府県水道行政担当課 } 御中

総務省自治財政局公営企業経営室
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室

水道事業における広域化の更なる推進等について

各都道府県におかれては、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）等による要請を踏まえ、「水道広域化推進プラン」（以下、「プラン」という。）を策定いただき、感謝申し上げます。引き続き、下記の内容に御留意の上、プランに記載した広域化の当面の具体的取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村等（市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）に対しても、本事務連絡の趣旨について速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県において策定されたプランについて、別添のとおり取りまとめ、総務省及び厚生労働省のホームページに掲載しましたので、あわせてお知らせします。プランを未策定の場合は、まずは速やかに策定いただき、公表していただきますよう、お願いします。

記

1 プランに基づく取組の推進

水道法第2条の2第2項において、都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされているところである。

このことを踏まえると、都道府県は、プランに基づく取組を推進する役割を担うものであることから、水道事業者等である市町村等との間の協議に当たって、プラン策定に際して構築した広域化に関する検討体制を活用するなど、調整機能を発揮することが求められること。その際、プラン策定に引き続き、市町村財政担当課や水道行政担当課、水道事業等（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）を運営している

企業局等の関係部局が参加する一元的な体制を継続することが望ましいこと。

水道事業者等である市町村等は、都道府県とともに、プランを踏まえて水道事業等の広域化に係る検討を行い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組むとともに、検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定の際に反映していただきたいこと。

2 プランの充実等

都道府県においては、当該地域の経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等も踏まえつつ、更なる広域化の取組が考えられないか検討いただきたいこと。その際、プランの策定時と同様、広域化の効果をシミュレーションし、比較検討することが重要であること。その上で、検討の結果を踏まえ、適宜プランを改定又は水道基盤強化計画の策定を検討いただきたいこと。プランを策定又は改定した場合にはそれを公表し、積極的に住民に周知を図り、都道府県及び市町村等の議会へ説明するとともに、遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告いただきたいこと。

水道事業者等である市町村等は、更なる広域化の取組に関する都道府県の検討等に引き続き御協力いただきたいこと。

また、都道府県水道ビジョンを未策定の都道府県においては、プランを策定した後、「都道府県水道ビジョン作成の手引き」（平成26年3月19日付け健水発0319第3号厚生労働省健康局水道課長通知別添）の広域化に関する記載事項を参考としつつ広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンを策定することも検討していただきたいこと。

なお、総務省及び厚生労働省においては、各都道府県における取組状況を把握するための調査を行い、調査結果の公表や、都道府県に対する情報提供を予定していること。

3 国庫補助制度、地方財政措置等

(1) 国庫補助制度

広域化に伴い必要となる施設等の整備事業については、「生活基盤施設耐震化等交付金」における広域化事業、運営基盤強化等事業、水道施設共同化事業（いずれも交付率1/3）の対象としていること。ただし、広域化事業については、交付期間10年間、令和16年度までの時限事業であることに御留意いただきたいこと。

プランの改定を含む、水道基盤強化計画の策定については、指導監督交付金（交付率1/2）の対象としていること。ただし、交付期限は令和11年度までであることに御留意いただきたいこと。

(2) 地方財政措置

広域化に伴い必要となる施設等の整備事業については、地方財政措置（対象経費の1/2を限度として、一般会計出資の対象とし、当該出資に要する経費について地方債措置（充当率100%）を講じるとともに、当該一般会計出資債の元利償

還金について、普通交付税措置（交付税算入率 60%）を講じていること。

都道府県が実施する更なる詳細検討に要する経費について、令和 5 年度から令和 7 年度までの間、標準的な財政需要に基づき普通交付税措置を講じることとしていること。

（3）アドバイザーの派遣

令和 3 年度から、総務省及び地方公共団体金融機構の共同事業として実施している「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、広域化等の専門アドバイザーを派遣していることから、積極的に御活用いただきたいこと。

なお、派遣に要する経費（旅費及び謝金）については、地方公共団体金融機構が負担することとしている。

（4）先進・優良事例の紹介

広域化の取組の検討に当たっては、総務省及び厚生労働省のホームページに掲載している事例集等において、広域化の取組を掲載しているので、御活用いただきたいこと。

- ・「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（令和 5 年 3 月総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html
- ・「令和 2 年度水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査一式（広域連携及び官民連携の推進に関する調査）」（令和 3 年 3 月厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin_00009.html
- ・「令和 4 年度水道の基盤強化に向けた優良事例等調査（広域連携の推進に関する調査）」（令和 5 年 3 月厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001082150.pdf>

4 その他

我が国の水道事業を取り巻く経営環境が、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要がある。

そのため、広域化の取組と併せて、施設規模・配置の適正化、その他コスト削減の取組のほか、水道施設の耐震化や停電対策等の強靱化に係る取組をアセットマネジメントに基づき計画的に実施することについても検討し、その結果を経営戦略に盛り込んでいただきたいこと。コストの削減に当たっては、広域化や官民連携などにより業務そのものを見直すほか、DX の取組や、コスト効率（業務密度）を増加させる取組[※]を実施することも有効であることから、積極的に検討していただきたいこと。

※ コスト効率（業務密度）を増加させる取組とは、次のとおり業務や施設ごとのコストの共有の観点からコストを削減する取組

- ・ 業務や施設を通じた一括工事・一括管理等の取組によりコストを共有することで、平均コストを低下させる取組
- ・ 事業統合に際し管路延長に多額の経費を要する場合など、コストの共有が困難な場合には、敢えて別個の取扱いとすることで、平均コストの上昇を抑制する取組